

筑波大学 GPA 制度に係わる実施要項（学群）

平成24年7月17日
平成24年度第4回学群教育会議決定
改正 平成27年 3月17日
改正 平成28年 2月16日

（目的）

第1条 この要項は、筑波大学（以下「本学」という。）におけるグレード・ポイント・アベレージ（履修科目の成績の平均値。以下「GPA」という。）を算出する制度を定めることにより、学生の学習意欲を高めるとともに、筑波スタンダードが掲げる教育の質の保証について一層の具体化を進め、適切な修学指導に資することを目的とする。

（評価及びGP）

第2条 学群学則第35条及び筑波大学学群試験実施要項に定める成績の評語、及びグレード・ポイント（各評価に与えられる数値（評価点）。以下「GP」という。）は、次表のとおりとする。

評語	GP (評価点)	評価基準	参考（100点満点での目安）
A+	4.3	到達目標を達成し、きわめて優秀な成績をおさめている	90点以上
A	4	到達目標を達成し、優秀な成績をおさめている	80～89点
B	3	到達目標を達成している	70～79点
C	2	到達目標を最低限達成している	60～69点
D	0	到達目標を達成していない	60点未満
P	—	定められた学修水準に到達している	—
F	—	定められた学修水準に到達していない	—

（GPAの種類と算出方法）

第3条 当該学期における学修の状況及び成果を示す指標としてのGPA（以下「学期GPA」という。）並びに在学中における全期間の学修の状況及び成果を示す指標としてのGPA（以下「累積GPA」という。）の2種類とする。

2 学期GPA及び累積GPAの計算式は、次の各号の定めるところによるものとし、算出された数値の小数点第3位以下は切り捨てるものとする。

(1) 学期GPAの計算式

$$\text{学期GPA} = \frac{\text{当該学期の「A+」の単位数} \times 4.3 + \text{「A」の単位数} \times 4 + \text{「B」の単位数} \times 3 + \text{「C」の単位数} \times 2}{\text{当該学期の総履修登録単位数}}$$

(2) 累積GPAの計算式

$$\text{累積GPA} = \frac{\text{全期間の「A+」の単位数} \times 4.3 + \text{「A」の単位数} \times 4 + \text{「B」の単位数} \times 3 + \text{「C」の単位数} \times 2}{\text{全期間の総履修登録単位数}}$$

(GPA対象科目)

第4条 当該学群の履修細則に規定する卒業要件に係わる授業科目とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、学期GPA及び累積GPA対象科目から除くものとする。

- (1) 本学で修得した単位と認定された授業科目
- (2) 第2条に定める「P」又は「F」で評価される授業科目
- (3) 学類長からの要請を踏まえ学群長が指定する授業科目

(成績評価の厳格化)

第5条 学群長及び共通科目等運営部会長は、関係学類又は関係共通科目等における成績評価分布の目標をあらかじめ定め、公表するものとする。

(成績通知と成績証明書)

第6条 各学期の成績通知においては、学期GPAと累積GPAを記載するものとする。

- 2 成績証明書にGPAを記載する場合には、算出方法などをあわせて記載する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、GPAの実施に関し必要な事項は、学群教育会議の議を経て、副学長（教育担当）が別に定める。

附則

この要項は、平成25年4月1日から実施し、平成25年度入学者から適用する。

附則

この要項は、平成27年4月1日から実施する。

附則

この要項は、平成28年4月1日から実施する。